

千葉市小規模保育事業整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、小規模保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する事業をいう。以下同じ。）の整備を促進するため、法人が行う小規模保育事業を実施するための建物の改修等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、小規模保育事業を実施するために既存の建物の改修等を行う者で、社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者（政治的な目的のために結成された法人を除く）とする。

2 補助事業者が実施する小規模保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 定員は6人以上19人以下であること。

(2) 設備及び運営は、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下「条例」という。）に適合することであること。

(補助事業及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は条例第27条に定める小規模保育事業の区分に応じ、条例第28条、第32条又は第33条に定める設備の基準を満たすために必要な整備に係る費用とする。

2 補助事業の対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、他の公的助成金等を受けるものは、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市小規模保育事業整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助金所要額調書

(3) 部屋別面積表

(4) 収支予算書（写）

(5) 見積書（写）

(6) 賃貸借契約書（写）（賃借料が対象の場合）

(7) 地上権又は賃借権の登記事項証明書（賃借料が対象の場合）

ただし、千葉市家庭的保育事業等設置認可等要綱第14条第1号ただし書きに

よる場合を除く。

- (8) 配置図、平面図（改修前後）、案内図、写真等
- (9) 工事工程表

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、原則として競争入札を実施又は複数の者より見積を徴収しなくてはならない。
- (5) 施工業者の選定に当たっては、補助事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。
- (6) 建物を賃借して小規模保育事業を実施するための施設整備を行う場合においては、市長が特別に認める場合を除き、貸主が法人役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社その他特別の関係にある者である場合は、補助の対象としない。
- (7) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助事業の完了後10年間保管すること。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市小規模保育事業整備補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更承認の申請等）

第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市小規模保育事業整備補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を審査し、補助額の変更を決定し、千葉市小規模保育事業整備補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市小規模保育事業整備中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業完了後15日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日

のいずれか早い期日までに、千葉市小規模保育事業整備補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業が翌年度にわたる場合、千葉市小規模保育事業整備補助金年度終了報告書（様式第 7 号）を交付決定の日の属する会計年度の末日までに市長に提出しなければならない。
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、同条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 13 条の規定による通知は、千葉市小規模保育事業整備補助金額確定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 10 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第 8 条による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第 13 号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第 11 条 補助事業者は、規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市小規模保育事業整備補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 12 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市小規模保育事業整備補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

（届出及び調査）

第 13 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に着手したときは、着手届（様式第 11 号）を契約日から 7 日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長が必要と認めたときは、随時その補助金の執行状況について、帳簿、書類、その他必要な物件等を調査し、又は参考となるべき事項について報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（返還命令等）

第 14 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市小規模保育事業整備補助金返還命令書（様式第 12 号）によるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚労省告示第384号）の規定の例による。

2 市長は、規則第20条の規定により補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日前までの間は、第1条第1項中「児童福祉法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正後の児童福祉法」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

対象経費	補助額
条例に定める設備の基準を満たすために必要な整備に係る費用とする。補助の対象となる経費は、毎年度国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用は含まないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権含む。）の買収に係る費用 (3) 事業所の専用となる部分ではない改修等に係る費用 (4) 設計料及び工事監理費 (5) 躯体工事に係る費用 (6) リースによる設備の整備費用 (7) その他整備として適当と認められないもの	対象経費の額（当該事業に係る収入があるときは、当該収入額を控除した額。）を補助基準額として、当該補助基準額に補助率 4 分の 3 を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときはこれを切捨てる。） ただし、補助額は定員が 13 人以上のときは 28,667 千円を限度とし、12 人以下のときは 16,500 千円を限度とする。

年 月 日

千葉県小規模保育事業整備補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県小規模保育事業整備補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の交付申請額	円
添 付 書 類	1 事業計画書（様式第 1 号別紙 1） 2 補助金所要額調書（様式第 1 号別紙 2） 3 部屋別面積表（様式第 1 号別紙 3） 4 収支予算書（写） 5 見積書（写） 6 賃貸借契約書（写）（賃借料が対象の場合） 7 地上権又は賃借権の登記事項証明書（賃借料が対象の場合） 8 配置図、平面図等（改修前後）、案内図、写真等 9 工事工程表

※添付資料 7 については、千葉県家庭的保育事業等設置認可等要綱第 1 4 条第 1 号ただし書きによる場合は不要。

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：_____

様式第 1 号別紙 1

事業計画書

1 事業所名

2 所在地

3 施設の概要

開園予定日（ 年 月 日）

年齢	0 歳	1 歳	2 歳
定員	人	人	人

4 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

5 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費予定額	対象経費の支出予定額	備考
改修費			
賃借料			
その他			
計			

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

①寄付金

円

②借入金

円(契約書(写)添付)

③その他

円

計

円

(※事業費と財源の合計が一致するように記入すること。)

(4) 事業予定期間

自

年

月

日

至

年

月

日

補助金所要額調書

事業所名 _____

(単位 円)

総事業費 (予定額) A	対象経費 (改修費・賃借料) の 支出予定額 B	寄付金その他 の収入 C	補助基準額 (B－C) D	補助率 E	(D×E) F	補助金所要額 G
				3／4		

注：補助金所要額Gは定員が 13 人以上のときはF と 28,667 千円とを比較し低い値とし、定員が 12 人以下のときはF と 16,500 千円とを比較して低い値とする。千円未満は切り捨てとする。

様式第 1 号別紙 3

部屋別面積表

事業所名

部屋名	面積	市基準面積	備考
0 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
1 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
2 歳児室	m ²	m ² × 人 = m ²	
遊戯室	m ²		
調理設備	m ²		
食品庫	m ²		
調乳設備	m ²		
沐浴設備	m ²		
便所（児童用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（職員用）	m ²		大便器 個 小便器 個
事務室	m ²		
医務室	m ²		
職員休憩室・更衣室	m ²		
洗濯室	m ²		
その他	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

屋外遊戯場（設ける場合のみ）

面積	市基準面積	備考
m ²	3.3 m ² × 人 m ²	

定員内訳

0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
人	人	人	人

様

千葉市小規模保育事業整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市小規模保育事業整備補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助事業を行うために締結する契約については、原則として競争入札を実施又は複数の者より見積を徴収しなくてはならない。 (5) 施工業者の選定に当たっては、補助事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 建物を賃借して小規模保育事業を実施するための施設整備を行う場合においては、市長が特別に認める場合を除き、貸主が法人役員、社員、寄付者、これらの者の親族、関連会社等その他特別の関係にある者である場合は、補助の対象としない。 (7) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市小規模保育事業整備補助金交付要綱第 8 条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (8) 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (9) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助事業の完了後 10 年間保管すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

年 月 日

千葉県小規模保育事業整備補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県小規模保育事業整備補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉県小規模保育事業整備補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
変 更 申 請 額	円
変 更 理 由	
添 付 書 類	1 事業計画書(様式第 3 号別紙 1) 2 補助金所要額調書(様式第 3 号別紙 2) 3 部屋別面積表(様式第 3 号別紙 3) 4 収支予算書(写) 5 見積書(写) 6 賃貸借契約書(写)(賃借料が対象の場合) 7 地上権又は賃借権の登記事項証明書(賃借料が対象の場合) 8 配置図、平面図等(改修前後)、案内図、写真等 9 工事工程表

※添付資料 7 については、千葉県家庭的保育事業等設置認可等要綱第 1 4 条第 1 号ただし書きによる場合は不要。

担当部署名 : _____
 担当者名 : _____
 連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第3号別紙1

事業計画書

1 事業所名

2 所在地

3 施設の概要

開設予定日（ 年 月 日）

	0歳	1歳	2歳	合計
定員	人	人	人	人

4 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

5 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費予定額	対象経費の実支出予定額	備考
改修費			
賃借料			
その他			
計			

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

①寄付金

円

②借入金

円 (契約書(写)添付)

③その他

円

計

円

(4) 事業予定期間

自

年

月

日

至

年

月

日

補助金所要額調書

事業所名 _____

(単位 円)

総事業費 (予定額) A	対象経費 (改修費・賃借料) の 支出予定額 B	寄付金その他 の収入 C	補助基準額 (B－C) D	補助率 E	(D×E) F	補助金所要額 G
				3／4		

注：補助金所要額Gは定員が 13 人以上のときはF と 28,667 千円とを比較し低い値とし、定員が 12 人以下のときはF と 16,500 千円とを比較して低い値とする。千円未満は切り捨てとする。

様式第 3 号別紙 3

部屋別面積表

事業所名

部屋名	面積	市基準面積	備考
0 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
1 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
2 歳児室	m ²	m ² × 人 = m ²	
遊戯室	m ²		
調理設備	m ²		
食品庫	m ²		
調乳設備	m ²		
沐浴設備	m ²		
便所（児童用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（職員用）	m ²		大便器 個 小便器 個
事務室	m ²		
医務室	m ²		
職員休憩室・更衣室	m ²		
洗濯室	m ²		
その他	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

屋外遊戯場（設ける場合のみ）

面積	市基準面積	備考
m ²	3.3 m ² × 人 m ²	

定員内訳

0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
人	人	人	人

様

千葉市小規模保育事業整備補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市小規模保育事業整備補助金について、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市小規模保育事業整備補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の変更交付決定額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助事業を行うために締結する契約については、原則として競争入札を実施又は複数の者より見積を徴収しなくてはならない。 (5) 施工業者の選定に当たっては、補助事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 建物を賃借して小規模保育事業を実施するための施設整備を行う場合においては、市長が特別に認める場合を除き、貸主が法人役員、社員、寄付者、これらの者の親族、関連会社等その他特別の関係にある者である場合は、補助の対象としない。 (7) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市小規模保育事業整備補助金交付要綱第 8 条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (8) 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (9) 補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助事業の完了後 10 年間保管すること。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県小規模保育事業整備
中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県小規模保育事業整備を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう千葉県小規模保育事業整備補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	1 中止（廃止）の理由を証する書類 2 その他市長が特に必要と認める書類

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

様式第 6 号

年 月 日

千葉市小規模保育事業整備補助金
実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉市小規模保育事業整備の実績について、千葉市補助金等交付規則 1
2 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助事業の総事業額	円
添付書類	1 事業報告書（様式第 6 号別紙 1） 2 事業費収支精算書（様式第 6 号別紙 2） 3 収支決算（見込）書（写） 4 工事請負契約書（写）又は物品供給契約書（写）等 5 賃貸借契約書（写）（賃借料が対象の場合） 6 請求書・領収書（写）（賃借料含む） 7 補助事業となった主要部分の写真（施工前・後） 8 契約業者からの完了届及び納品書（写） 9 工事完了を確認するに足る書類、検収調書等（写）

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

事業報告書

1 事業所名

2 所在地

3 施設の概要

開園予定日（ 年 月 日）

	0 歳	1 歳	2 歳	合計
定員	人	人	人	人

4 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

5 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費	対象経費の実支出額
改修費		
賃借料		
その他		
計		

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

①寄付金

円

②借入金

円 (契約書(写)添付)

③その他

円

計

円

(※事業費と財源の合計が一致するように記入すること。)

(4) 実施状況

ア 契約年月日

年

月

日

イ 着手年月日

年

月

日

ウ 完了年月日

年

月

日

事業費収支精算書

事業所名 _____

(単位 円)

総事業費 (予定額) A	対象経費 (改修費・賃借料) の 支出予定額 B	寄付金その他 の収入 C	補助基準額 (B－C) D	補助率 E	(D×E) F	補助金所要額 G
				3／4		

注：補助金所要額Gは定員が 13 人以上のときはF と 28,667 千円とを比較し低い値とし、定員が 12 人以下のときはF と 16,500 千円とを比較して低い値とする。千円未満は切り捨てとする。

年 月 日

千葉市小規模保育事業整備補助金
年度終了報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市小規模保育事業整備補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条後段の規定により次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
添付書類	1 年度内遂行実績（様式第 7 号別紙） 2 工事監理者からの出来高報告書（写） 3 その他市長が特に必要と認める書類

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

年度内遂行実績

事業所名 _____

契約業者

事業の名称		
交付決定の内容	事業費	円
	補助金額	円
年度内遂行実績	事業費支払実績見込額	円
	事業進捗率 (年度内完了分事業費/ 全事業費)	%
翌年度繰越額	事業費	円
	補助金額	円
事業実施期間	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
備考 (翌年度に行う工 事などを記載)		

様

千葉市小規模保育事業整備補助金
額確定通知書

年 月 日付け千葉市小規模保育事業整備補助金実績報告書により、
年度千葉市小規模保育事業整備補助金額を次のとおり確定したので、千葉市
補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の総事業額	円
補助率	3 / 4
補助金の確定額	円
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市小規模保育事業整備補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市達 第 号により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額		円
交付請求額		円
添付書類	1 千葉市小規模保育事業整備補助金交付決定通知書（写） 2 千葉市小規模保育事業整備補助金額確定通知書（写）	

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

千葉市達 第 号

様

千葉市小規模保育事業整備補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市小規模保育事業整備補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

着手届

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の 交付決定のあった千葉市小規模保育事業整備補助金について、工事等着手したため、千葉市小規模保育事業整備補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により報告します。

契約名称	
契約先	住所 氏名
契約日	年 月 日
契約額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
添付書類	1 業者が作成した着手届 (写) 2 工程表

(※補助対象の契約総数)

注：補助対象の契約ごとに 1 通提出すること。

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

千葉市達 第 号

様

千葉市小規模保育事業整備補助金
返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項・第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 

補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

消費税仕入控除税額報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
事業所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉市小規模保育事業に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり
報告します。

- 1 補助金の額の確定額 金 円
- 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) 有 ・ 無
(2で「無」を選択の場合は以下不要)
- 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) 金 円
- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

担当部署名 : _____
担当者名 : _____
連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____